

一般社団法人日本脳神経外科学会
会員細則

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 17 年 1 月 23 日改正
平成 24 年 3 月 1 日改正
平成 26 年 5 月 15 日改正
平成 27 年 10 月 13 日改正

(目 的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款（以下、「定款」という。）に定められた事項のほか、この法人の会員（以下、「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(会員の種類及び権利)

第 2 条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 正会員

①専門医会員 代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌および広報誌の配布を受ける権利

②非専門医会員 代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌および広報誌の配布を受ける権利

③研修医会員 代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌および広報誌の配布を受ける権利

(2) 賛助会員

①研究者会員 年次学術総会で発表する権利、
機関誌および広報誌の配布を受ける権利

②法人会員 機関誌および広報誌の配布を受ける権利

(3) 名誉会員

①名誉会員 代議員を選出する権利
年次学術総会で発表する権利
機関誌および広報誌の配布を受ける権利

②特別会員 年次学術総会で発表する権利
機関誌および広報誌の配布を受ける権利

③客員会員 年次学術総会で発表する権利
機関誌および広報誌の配布を受ける権利

(名誉会員の選出)

第 3 条 定款第 5 条第 3 号に規定する名誉会員は、会員資格審査委員会が理事会に推薦し、理事会の議を経て社員総会で議決・承認されたものとする。

(入会日)

第4条 正会員及び賛助会員の入会日は、入会申込書を理事長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

(退会日)

第5条 会員の退会日は、定款第8条に定める退会届の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届の提出日より遡ることはできない。

(資格の復活)

第6条 定款第10条第1項第1号の規定により退会させられた者、および特別の事情により自ら退会した者は、総務委員会での審査の上、未納会費および当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。ただし、会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。

(雑 則)

第8条 この細則に定める事項のほか、会員に関しさらに必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 第2条(1)①専門医会員のうちの外国人専門医(以下外国人専門医という)の年会費およびクレジット義務については、日本滞在中に限り適用するものとする。
- 2 第2条(1)②の非専門医会員とは、専門医を除く、卒後3年以上の会員をいう。
- 3 第2条(2)①研究者会員のうち海外在住の外国人については、年会費を納めることを要しない。